

【 投薬 】**766 メコバラミンの算定について****《令和7年12月26日》****○ 取扱い**

- ① 次の傷病名に対するメコバラミン（メチコバール）の算定は、原則として認められない。
- (1) 肩関節周囲炎
 - (2) 変形性関節症
 - (3) 膝関節症
 - (4) 筋肉痛
- ② 次の傷病名に対するメコバラミン（メチコバール）の算定は、原則として認められる。
- (1) 坐骨神経痛
 - (2) 糖尿病性神経痛
 - (3) 視神経炎
 - (4) 顔面神経麻痺

○ 取扱いを作成した根拠等

メコバラミン（メチコバール）は、神経の核酸・蛋白合成を促進し、軸索再生、髓鞘形成を促すことにより、傷ついた末梢神経を修復して、しびれ、痛みなどを改善する作用を有する医薬品で、添付文書の効能・効果は「末梢性神経障害」である。

末梢性神経障害は、種々の原因により末梢神経が障害され、運動麻痺、知覚障害、自律神経障害などを生じた状態であり、上記①の傷病名においては、通常、末梢性神経障害をきたすことは考えられない。一方で、上記②の傷病名は末梢神経障害をきたすと考えられる。

以上のことから、①の傷病名での算定は、原則として認められず、②の傷病名での算定は、原則として認められると判断した。